

大利ポンプ場点検整備業務委託仕様書

1 一般事項

- (1) 受注者は契約書及び仕様書に基づき本市の指示に従い、終始誠実良心的に業務に当たること。
- (2) 受注者は随時関係書類を提出すること。
- (3) 作業中は交通安全に留意し、交通に支障なきよう作業すること。
- (4) 受注者は、委託業務の処理を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。
ただし、書面により発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (5) 受注者は仕様書等に記載された事項の解釈について、疑義を生じたときは本市と協議しなければならない。

2 摘要事項

本委託における、一切の作業は関連法規に準じること。

特記仕様書

(適用)

第1条 寝屋川市（以下「発注者」という。）が委託する大利ポンプ場点検整備業務委託は、この特記仕様書が優先するものとし、受託者（以下「乙」という。）はこの仕様書に基づき本業務を遂行するものとする。

(業務概要)

第2条 委託業務の概要は下記のとおりである。

- (1) ポンプ場施設の運転状況の確認
- (2) 施設各種機器の点検・整備
- (3) 施設構内の清掃，整理及び環境整備
- (4) 施設敷地内の草刈，清掃、投棄物等の集積，整理（ごみの分別等）
- (5) 施設の財産管理

(委託期間)

第3条 委託業務の期間は、下記のとおりとする。

令和8年10月1日～令和11年9月30日までとする。

(管理施設の概要)

第4条 管理施設は以下のとおりである。

大利ポンプ場及び付帯施設（寝屋川市成美町27番地内）

2 管理施設の概要は以下のとおりである。

- | | | |
|-----------------|------------------------|----|
| (1) 排水ポンプ | φ900（1台）・φ400（2台） | 3台 |
| (2) 電動蝶型弁 | φ900（1台）・φ400（2台） | 3台 |
| (3) 逆流防止弁 | φ900（1台）・φ400（2台） | 3台 |
| (4) 流入ゲート | | 1基 |
| (5) 自家発電装置 | | 1台 |
| (6) 燃料小出槽 | | 1基 |
| (7) 消音器 | | 1台 |
| (8) 給気ファン・換気ファン | | 1台 |
| (9) 電気設備 | 配電設備、運転操作盤
流入ゲート操作盤 | 1式 |

(業務取扱時間)

第5条 業務取扱時間は次のとおりとする。

- (1) 保守点検業務
午前9：00～午後5：00
- (2) 運転確認業務
必要に応じ随時

(運転監視業務)

第6条 当施設の排水ポンプは自動運転となっているが、施設の異常時や大雨による非常時において、本市の指示に従い、施設の動作状況の確認を行うものとする。

(保守点検業務)

第7条 設備の正常な運転を確保するために必要な作業で、大要は次の通りとする。

- (1) 年次点検1回、月例点検11回とし、点検内容時期については計画書を提出し、監督員と協議の上、定めるものとする。
- (2) 保守点検業務には、常に機器が正常に稼働するよう、清掃、防錆、注油などの他、特殊な機器、部品を必要としないで、勤務時間内に作業、処置できる簡易な故障修理を含むものとする。
- (3) 消防設備点検、年1回、消火器3本

(関係法令の遵守)

第8条 電気工作物、機械設備等の取扱いには、労働安全衛生法・電気事業法・消防法等の関係法令に従い、安全に十分注意を払い従事しなければならない。

(労務管理)

第9条 乙は、受託業務の公共的使命が重大であることを念頭に置き、業務に支障をきたさないよう努めなければならない。また、労働基準法及び関係法令を遵守するとともに、労務管理にも万全を期し、従業員の労務管理上の一切の責任を負うものとする。

2 乙は、業務の遂行にあたり責任者を選任し、届出を行うものとする。

(業務計画書)

第10条 乙は、契約後速やかに業務計画書を提出するものとし、その内容については、次の事項とする。

- (1) 運転監視業務計画
- (2) 保守点検業務計画
- (3) 作業従事者名簿
- (4) 緊急連絡体制表
- (5) その他本市の指示する書類

(業務報告)

第11条 乙が行う委託業務にかかる施設の運転及び、その点検整備の結果についてその記録を毎翌月の初めに提出し、報告をするものとする。

2 前記の保守点検の結果、機械設備その他に異常を認めたときは、直ちに甲に連絡しその措置について打合せを行い指示に従わなければならない。

(支給品)

第12条 施設の運営上必要な燃料・光熱水は甲が支給するが、その受渡及び取扱い

については、甲の指示に従うものとする。

- 2 保守点検整備業務に必要な工具、測定器具及び消耗品類については、乙の負担とする。

（業務の引継ぎ）

第 13 条 乙が前受託者と異なる場合、乙は本業務に先行して前受託者から引継ぎを受け円滑に業務を引継ぐため必要な人員を配置しなければならない。なお、前受託者からの業務引継ぎに要する費用は、乙の負担とする。

- 2 乙は業務期間完了後、次の受託者と異なる場合は、次の受託者に対し本業務が支障なく継続されるよう引継ぎを行わなければならない。なお、業務引継ぎに要する経費は乙の負担とする。

（契約の解除）

第 14 条 発注者は、この契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、発注者の歳入歳出予算のこの契約に係る金額について減額又は削減があったときは、この契約を解除することができるものとする。

（見積参考資料）

第 15 条 本資料は、あくまでも見積の参考資料であり、入札（見積）参加者の適正・迅速な見積に供するため参考に示した一資料に過ぎず、契約上の拘束力を何ら生じるものではない。このため履行方法等業務を完成するために必要な一切の手段については、受注者がその責任において定めること。

本委託業務で採用している見積単価は以下のとおり。

工種	種別	単位	単価（円）	備考
ポンプ場管理業務	消防設備点検	式	12,000	